

指定第二類医薬品

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成 19 年厚生労働省告示第 69 号）別表第 2 に掲げる漢方処方製剤は除く。

○無機薬品及び有機薬品

1	アスピリン
2	アミノ安息香酸エチル（内服薬に限る。）
3	アモロルフィン
4	アリルイソプロピルアセチル尿素
5	アルミノプロフェン
6	安息香酸（吸入剤に限る。）
7	イトプリド
8	イブプロフェン
9	エストラジオール
10	エストラジオール安息香酸エステル
11	エチニルエストラジオール
12	エテンザミド
13	カサントラノール
14	ケトプロフェン
15	コデイン
16	コルチゾン酢酸エステル
17	サザピリン
18	サリチルアミド
19	サリチル酸（内服薬に限る。）
20	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。
21	ジヒドロコデイン
22	ジフェンヒドラミン（睡眠改善薬に限る。）
23	シュウ酸セリウム
24	センノシド
25	デキサメタゾン
26	デキサメタゾン酢酸エステル
27	テルビナフィン
28	トリアムシノロンアセトニド
29	ニコチン。ただし、貼付剤を除く。

30	ネチコナゾール
31	ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。
32	ヒドロコルチゾン
33	ヒドロコルチゾン酢酸エステル
34	ヒドロコルチゾン酪酸エステル
35	ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル
36	ブソイドエフェドリン
37	ブテナフィン
38	フラボキサート
39	フルオシノロンアセトニド
40	フルチカゾンプロピオン酸エステル
41	フルニソリド
42	プレドニゾン
43	プレドニゾン酢酸エステル
44	プレドニゾン吉草酸エステル
45	ブロムワレリル尿素
46	プロメタジン
47	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
48	ベタネコール
49	ベタメタゾン吉草酸エステル
50	メチルエフェドリン（内服薬に限る。）
51	ラウオルフィアセルペンチナ総アルカロイド
52	ラノコナゾール
53	レチノール。ただし、外用剤を除く。
54	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。
55	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。
56	ロペラミド

○生薬及び動植物成分

1	イチイ。ただし、外用剤を除く。
2	カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。
3	クバク
4	コジョウコン
5	センナ（別名センナヨウ）
6	センナジツ
7	トコン
8	ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤を除く。

9	マオウ。ただし、外用剤を除く。
---	-----------------